

## 徳島県県土整備部委託業務（建築）成績評定要領

### （目的）

- 第1条** この要領は、徳島県県土整備部委託業務（建築）検査要領（以下「検査要領」という。）第7条の規定に基づき、委託業務（建築工事に係る設計及び工事監理（以下「設計等」という。）の委託をいう。）の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定める。
- 2 委託業務の品質の確保等を図るため、厳正かつ的確な評定を実施し、それをもって業者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

### （評定の対象）

- 第2条** 評定は、業務委託料が100万円を超える設計等の委託業務について行う。

### （評定者）

- 第3条** 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、委託業務検査要領第4条の規定により検査を命じられた委託業務の検査員並びに徳島県営繕工事請負施行監督要綱に基づき当該委託業務に配置された総括監督員、主任監督員及び現場監督員（委託業務料が2,500万円未満で総括監督員の配置が不要である場合は主任監督員及び現場監督員）とする。

### （評定の方法）

- 第4条** 評定は、発注業務ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 2 評定点は、別に定める「採点表の考査基準」により総合評定点を算出し、「委託業務成績評定表（別記様式1）」（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

### （評定の時期）

- 第5条** 評定者は、委託業務が完了した時にそれぞれ評定するものとする。

### （評定結果の提出）

- 第6条** 検査員は、評定表及び採点表を検査復命書に付するものとする。

#### (評定の結果の通知)

**第7条** 発注者は、評定者から評定表及び採点表の提出があったときは、遅滞なく当該業務の受注者に対して、評定の結果を「委託業務成績評定通知書（別記様式2）」により通知するものとする。

#### (評定の修正)

**第8条** 部長等は、成果品の引き渡しを受けた後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定結果を修正しなければならない。

2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく当該業務の受注者に対して、修正した評定結果を「委託業務成績評定通知書」により通知するものとする。

#### (説明請求等)

**第9条** 第7条又は第8条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、通知を行った者に対し、評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 発注者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

#### (評定結果の公表)

**第10条** 発注者は、評定の結果を通知したときは、別に定める「徳島県県土整備部委託業務（建築）成績評定公表要領」により、速やかに公表するものとする。

#### (補足)

**第11条** この要領に定めるもののほか必要な事項は、県土整備部長（県土整備部長以外の職で、県土整備部の事務をつかさどる職（営繕課の事務をつかさどるものに限る。）が置かれたときは、当該職）が別に定める。

#### 附則

##### (施行期日)

この要領は、平成24年4月1日以降に発注する委託業務について適用する。

この要領は、令和6年8月1日以降に検査を行う委託業務について適用する。

この要領は、令和7年4月1日以降に検査を行う委託業務について適用する。

この要領は、令和8年4月1日以降に発注する委託業務について適用する。